

岩手県告示第912号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、その旨公告する。

平成28年12月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 都市計画の種類 区域区分
  - (2) 都市計画を変更する土地の区域
    - ア 市街化調整区域から市街化区域に編入する土地の区域  
盛岡市緑が丘一丁目、上田字毛無森及び上田字堤頭の各一部（別紙図面のとおりに。）
    - イ 市街化区域から市街化調整区域に編入する土地の区域  
盛岡市三ツ割字大平及び山岸字大平の各一部（別紙図面のとおりに。）
  - (3) 変更に係る都市計画の案の縦覧の期間及び場所
    - ア 期間 平成28年12月13日から同月27日まで
    - イ 場所 岩手県県土整備部都市計画課及び盛岡広域振興局土木部並びに盛岡市役所、滝沢市役所及び矢巾町役場
- 2 (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）
  - (2) 都市計画を変更する土地の区域 北上都市計画区域
  - (3) 変更に係る都市計画の案の縦覧の期間及び場所
    - ア 期間 平成28年12月13日から同月27日まで
    - イ 場所 岩手県県土整備部都市計画課及び県南広域振興局土木部北上土木センター並びに北上市役所

備考 「別紙図面」は、省略し、都市計画の案の縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。